

# 共同実施だより

第 6 号  
平成 20 年 3 月 日  
第 1 支部 共同実施  
担当 安倍川中学校区

## 19年度第一支部学校事務の共同実施を振り返って

第1支部学校事務共同実施副主任  
籠上中学校 深澤秀俊

今年度から共同実施の要項の中に「学校経営に関すること」が盛り込まれました。私たちは、この1年間いろいろな取り組みを行って参りましたが、なかなか先生方の目に触れるところまで行かなかったというのが現状だと思います。そこで、取り組みの一つとして、ある学校の事例を紹介させていただき、今年度の締めとさせていただきます。

これは、校務用パソコン導入までのある学校の取り組みです。

事務職員Lは、7月校長会の翌日、校長から「校務用パソコン導入」の情報をいただきました。設置時期が翌8月で、導入後は私用パソコンの持ち出しが一切できないことだけ知りました。それは、学校現場にとって大きな変革なのに、あまりにも突然で、確かな情報もないまま始まるうとしていました。「これは大変なことだ！このまま、教育委員会の指示を待っているだけでは、校内の機能はきっと低下する。その前に何か校内でも対策を考えておかなければ・・・」と不安に思ったものの、Lには、パソコン系の知識がまったくないに等しく、「これは誰かに助けを求めなくては」と思い、校長からいただいた資料を手をM教諭に相談してみました。この行動が、この取り組みの始まりであり、校務用パソコンがこの学校にとって、最善の方法での導入まで導いてくれました。

校長、教頭、教務主任、視聴覚主任、M教諭、事務主任の6人で検討会を何度も行いました。まず、M教諭と手分けをして教育委員会や他校、業者から情報を収集、その後、法や規則に沿った形で本校の環境をどのように整えるのが一番良い方法か、予算は確保できるかなど、それぞれの立場で考え、「いつ・だれが・何をするか」10月に完全移行をするための仕事の分担計画を立てました。10月1日の完全移行までに「やらなければならないこと」と「役割分担」を明確にし、実行していきました。M教諭が検討会で決まったことを打ち合わせ等で職員に知らせ、職員の意見も集めたりと、全職員の意識統一も図っていきました。その間、Lは、共同実施組織で自校の取り組みを紹介し、他校からの情報も収集し、参考になるものは自校に取り入れることができました。特に、備品購入に際してはいろいろな情報を共同実施組織で収集することができました。その結果、9月に体育祭、10月には成績事務を控え、大変忙しい時期だったにもかかわらず、職員全員が一丸となって校務用パソコンへの移行が完了しました。

共同実施組織において紹介したことで、この学校の取り組みが、他校の校務用パソコン導入に影響を与えたことも大きな成果でした。パソコンに堪能な職員がいない学校にとっては、他校のスキルが、共同実施組織を介して取得できたことは非常に有効であったと聞いています。組織で取り組むことは、個々がバラバラに取り組むより、効果的であることは言うまでもありません。また、自分に能力がなくても、よき相談相手を見つけることで乗り越えられることも組織で働く楽しさであり、自分の限界を克服できる良さでもあると思います。

事務職員として、学校という組織の一員として、学校のために力を発揮できることはとても幸せなことだと思っています。

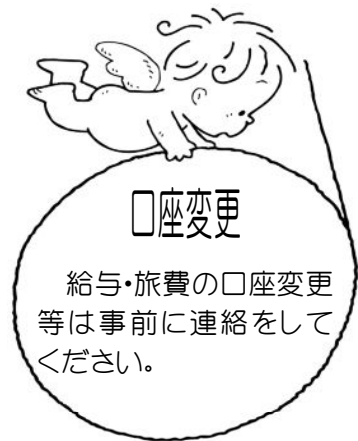
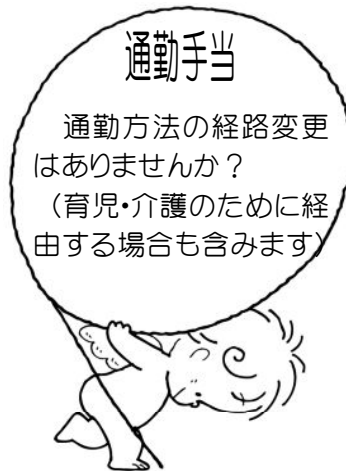
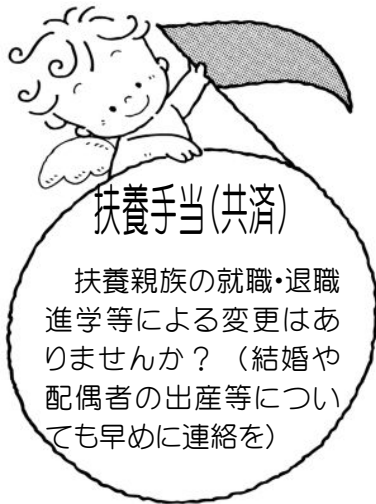
### 平成20年度の『教員の事務負担軽減』への取り組み

- ☆目的 教員が行っている事務処理を軽減することにより、教員が児童生徒にふれあう時間を確保する。
- ☆具体策
  - ①旅行命令簿の事前作成
  - ②教頭が担当している会計の事務室移管
  - ③教員の事務負担軽減のためのシステム作り

# 新たな旅立ちの季節です

年度替わりは、1年の中でももっともあわただしい時期です。仕事もそうですが、みなさんのご家庭も様々な節目を迎えられるのではないのでしょうか？

就職・退職等による扶養手当の変更はありませんか？異動の時期でもありますので、該当がありましたら早めに事務まで申し出てください。



**注意** 誤った金額で手当を受けていた場  
合、過去に遡って返納をしなければな  
りませんので十分注意してくだ  
さい。



## ～3月の予定～

- 21日(金) 給与支給日
- 24日(月) 辞令渡し
- 25日(火) 共済・互助給付金支給日
- 26日(水) 新任校訪問
- 28日(金) 離任式  
2月分旅費支給日
- 31日(月) 文書送達の休止

## ～4月の予定～

- 21日(月) 給与支給日  
3月分旅費支給日

## 健康増進・宿泊施設利用券

はご利用になりましたか？

有効期限が迫っております。  
指定したスポーツ施設、スポーツ教室及び宿泊  
施設で利用できます。

有効期限 平成20年3月31日

## 文書送達の休止

**3月31日(月)** は文書送達がお休みとなりま  
す。事務処理に支障のないようにお願いします。



本年度、6回の『共同実施だより』を発行いたしました。少しでも皆様に役立つ内容や第1支部の共同実施についての情報をお届けしましたが、いかがでしょうか？

平成20年度もさらに充実した内容で、継続していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。『共同実施だより』へのご意見やご要望がありましたら事務までお聞かせください。一年間ご愛読ありがとうございました。